第７期あわら市障害福祉計画

第３期あわら市障害児福祉計画

（令和６年度～令和８年度）

令和６年３月

あわら市

目　　　次

第１節　計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１　計画の背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２　計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　３　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　５　計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２節　あわら市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　１　障がい者を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　２　第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画
　　成果目標の進捗　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第３節　計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　１　障害福祉サービス等の提供体制確保に係る目標　・・・・・・・・・ 14
　２　障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　３　相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　４　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る
　　体制の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　５　障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策・・・・・・・ 20
　６　地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策・・・・・・・ 25
　７　障害児支援の見込量とその確保のための方策　・・・・・・・・・・ 28

第４節　計画推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
　１　計画推進体制の整備と、実績の分析及び評価・・・・・・・・・・・ 30

資料　１　あわら市障害福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 31
　　　２　あわら市障害福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 33
　　　３　計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第１節　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景と目的

平成 25 年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）は、地域福祉の実現を図ることで「自立と共生」の地域社会づくりを目指すことを基本として、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病者）にかかわらず障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスが提供されるよう定めています。この法律に基づき、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村及び都道府県は障害福祉計画を策定しています。

このたび、「あわら市第６期障害福祉計画・あわら市第２期障害児福祉計画」が、ともに令和５（2023）年度をもって計画期間を終了することから、これまでの取り組みを検証し、本市の障がいのある人を取り巻く現状や課題、また、国の制度改正の方向や県の動向等を踏まえ、本市のサービス提供体制のさらなる整備と充実を図り、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「あわら市第７期障害福祉計画・あわら市第３期障害児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

２　計画の基本理念

本計画は、あわら市障害者福祉計画の基本理念「障害の有無に関わらず、全ての人が相互に尊重し合いながら役割と生きがいを持ち共生する社会の実現」を継承します。

３　計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第８８条第１項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第３３条の２０の規定に基づき策定します。計画の最終年度である令和８（2026）年度の目標及び障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量などについて定められたものであり、厚生労働省及びこども家庭庁の示した「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して策定します。

また、本計画は、国の法令、県の共生社会条例やその他の条例、障害者福祉計画との整合性を図りながら「あわら市総合振興計画」に則した内容で策定します。

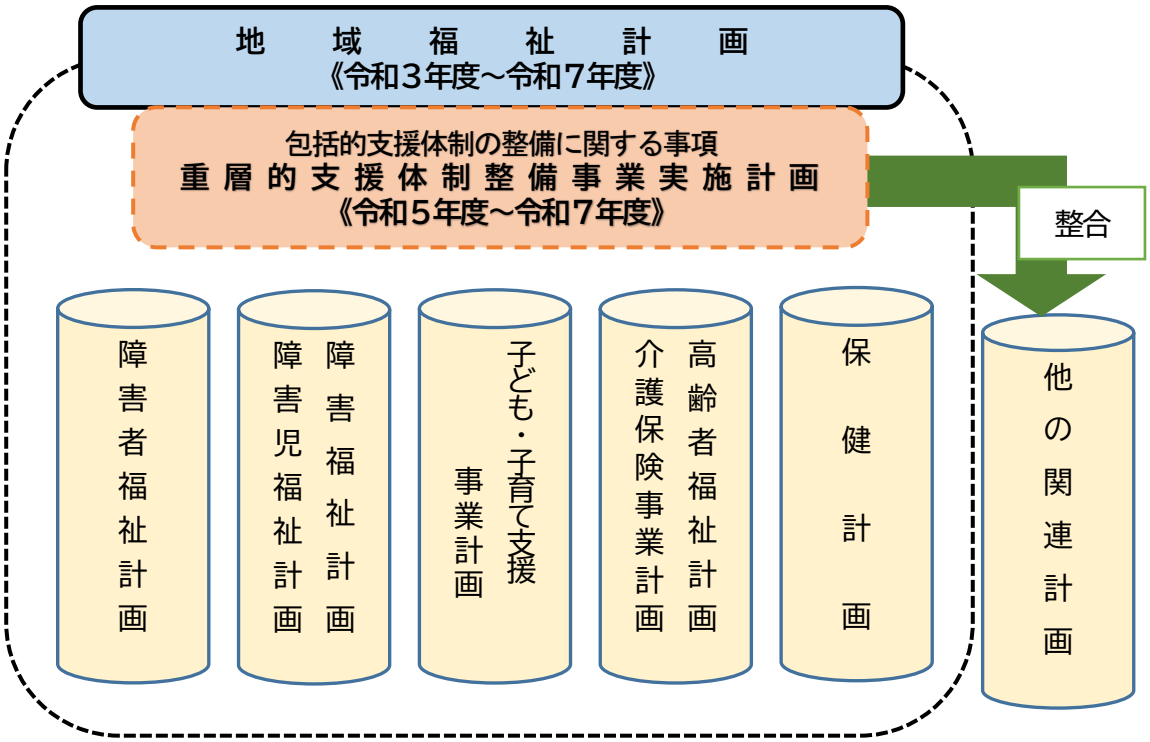

4　計画期間

本計画は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までを計画期間とします。なお、国の定める基本指針により、各年度における障害福祉計画の達成状況を点検及び評価することが必要となります。点検及び評価の結果、計画期間内に見直しが必要となった場合は、策定委員会での協議を行います。

5　計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、地域の実情に即した計画とするため、あわら市障害福祉計画策定委員会を設置し、学識経験者、障がいのある人やその家族などの障害者団体、福祉関係者の意見を反映しています。

第２節　あわら市の現状

１　障がいのある人を取り巻く現状

（１） 人口の推移

人口の推移をみると、令和５年 10 月１日現在、26,642 人となっており、減少傾向にあります。

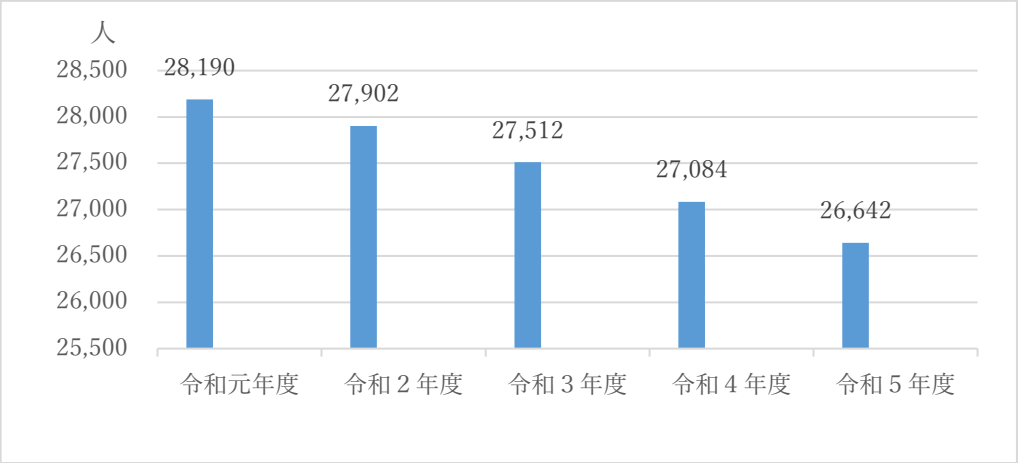

資料：住民基本台帳及び外国人登録

（２） 障がい者数の推移

障害別手帳所有者の状況をみると、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和５年 10 月１日現在、身体障害者手帳は 1,244 人、療育手帳は 295 人、精神障害者保健福祉手帳は 317 人で総数は 1,856 人です。人口、障がい者総数ともに減少傾向にあります。

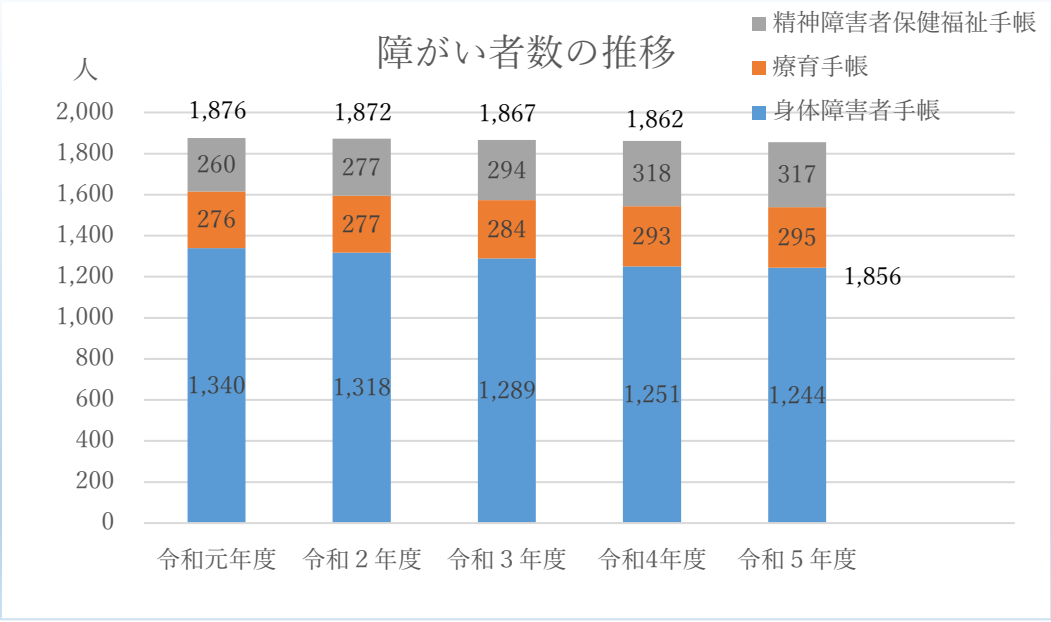

（３） 身体障がい者の状況

令和５年 10 月１日現在、身体障害者手帳所有者の障害種別の割合は、肢体不自由 52.7%、内部障害 30.9%、聴覚障害 8.2%、視覚障害 7.2%、言語障害 1.0%となっています。

障害程度別では１級が最も多く、１・２級で全体の４割以上を占めています。手帳所持者の年齢構成では、65 歳以上の高齢者の割合は全体の約８割となっています。

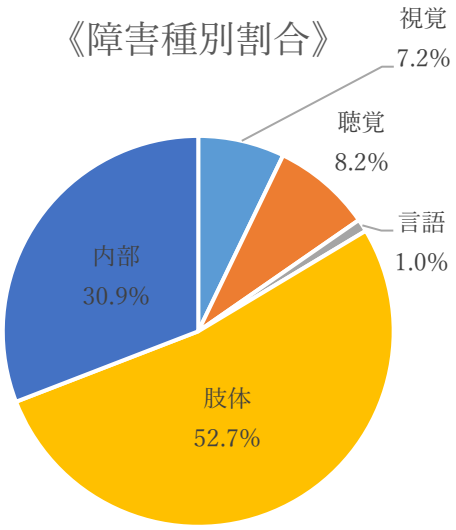

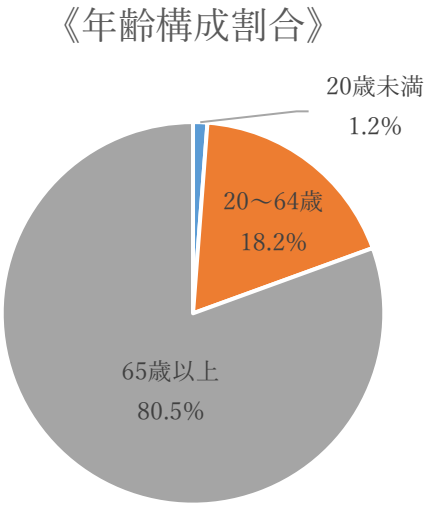

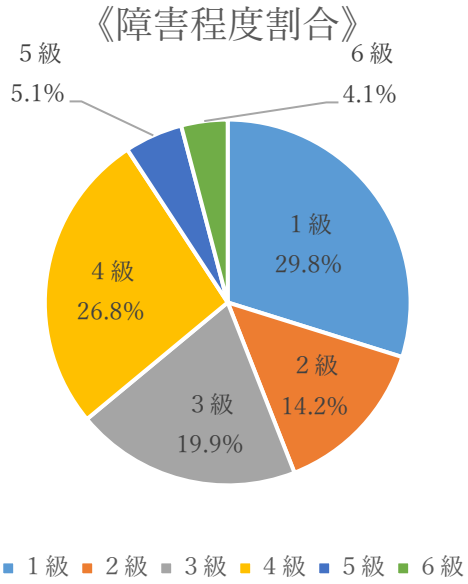

≪障害種別・障害程度別の詳細≫　　単位：人

区　　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視　　覚	37	32	1	6	13	0	95
聴　　覚	7	17	11	43	1	23	99
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語	1	0	6	6	0	0	14
上　　肢	71	73	31	26	18	10	242
下　　肢	20	25	98	160	26	16	415
上 下 肢	0	0	2	0	0	1	5
体　　幹	23	20	16	1	6	0	70
運動機能（上肢）	8	0	1	0	0	1	10
運動機能（移動）	0	2	0	1	0	0	2
心　　臓	132	3	53	23	0	0	216
腎　　臓	64	0	12	3	0	0	85
呼 吸 器	2	0	14	2	0	0	16
膀胱・直腸	0	2	2	62	0	0	51
小　　腸	0	0	0	0	0	0	0
免　　疫	2	0	1	0	0	0	4
肝　　臓	4	3	0	0	0	0	11
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
計	371	177	248	333	64	51	1,244

（4） 知的障がい者の状況

令和５年 10 月１日現在、療育手帳所有者の状況をみると、障害程度ではＢ２が最も多く、全体の 34.6％を占め、次いでＡ１の 32.9％となっています。年齢構成では、20～64 歳が 70.5％となっており、身体障がい者の構成比と比較して割合が高くなっています。

《障害程度割合》

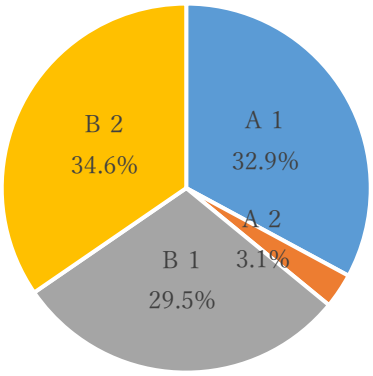

《年齢構成割合》

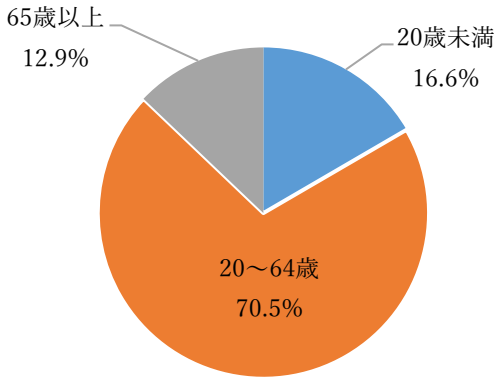

≪障害程度別・年齢構成の詳細≫　　単位：人

区分	A1	A2	B1	B2	計
0～6歳	0	0	1	4	5
7～12歳	6	0	1	13	20
13～15歳	2	0	0	7	9
16～18歳	4	0	5	3	12
19歳	0	0	0	3	3
20～29歳	6	0	17	27	50
30～39歳	17	0	13	17	47
40～49歳	17	2	13	14	46
50～64歳	28	3	22	12	65
65歳以上	17	4	15	2	38
計	97	9	87	102	295

（５）精神障がい者の状況

令和５年 10 月１日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度は、２級が最も多く全体の 68.1%を占めており、次いで３級が 29.3%となっています。

年齢構成では、20～64 歳が 79.8%と最も高く、身体障がい者や知的障がい者の構成比と比較しても割合が高くなっています。

また、自立支援（精神通院医療）受給者証の交付数は、年々増加の傾向となっており、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、約１．６倍となっています。また、通院している人数に対して、手帳の所持率は低い状況となっています。

≪障害程度別≫　　単位：人

区　　分	1級	2級	3級	計
人　　数	8	216	93	317

≪年齢構成別≫　　単位：人

年　　齢	20 歳未満	20 歳～64 歳	65 歳以上	計
人　　数	5	253	59	317

《障害程度割合》

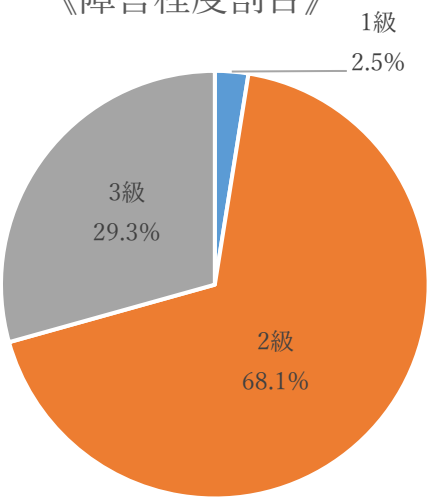

《年齢構成割合》

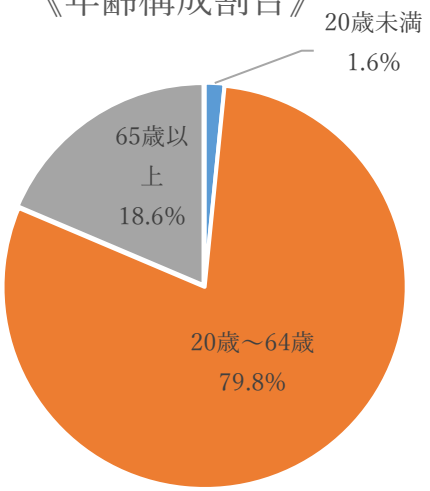

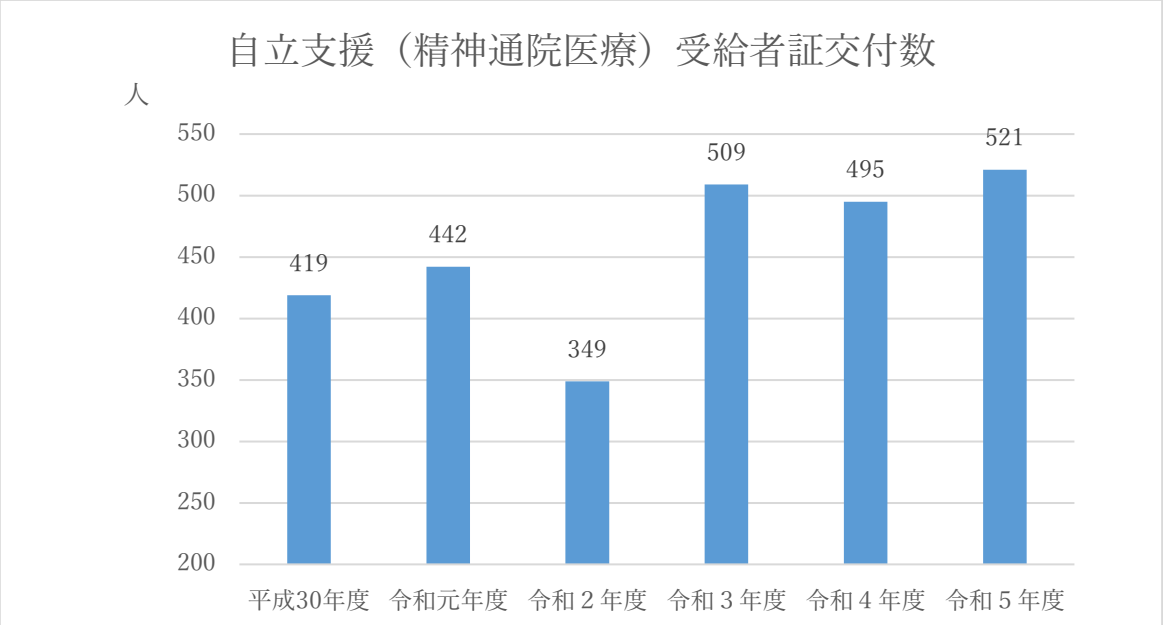

（６）障害者総合支援法に基づく認定等の状況

令和５年 10 月１日現在、障害福祉サービス等の申請を行い、受給者証を交付した数は 292 人となっています。そのうち障害支援区分認定を行ったのは 169 人（57.9%）です。

障害種類別では、知的障害が 123 人（42.1%）、次いで精神障害が 86 人（29.5%）、身体障害が 57 人（19.5%）です。

令和5年 10 月１日現在の障害福祉サービス等の利用状況

≪障害種類別≫

区分	人数
身体障害	57
身体障害・知的障害	10
身体障害・精神障害	4
身体障害・難病	1
身体障害・知的障害・精神障害	1
知的障害	123
知的障害・精神障害	9
精神障害	86
難病	1
計	292

≪障害支援区分別≫

区分	人数
区分１	4
区分２	35
区分３	40
区分４	32
区分５	20
区分６	38
計	169

（7）児童福祉法に基づく認定などの状況

障害児通所支援サービスの申請を行い、受給者証を交付した数は令和５年４月１日現在、75 人で増加傾向にあります。

年齢別にみると、小学生（６～11 歳）が 39 人で約半数となっています。

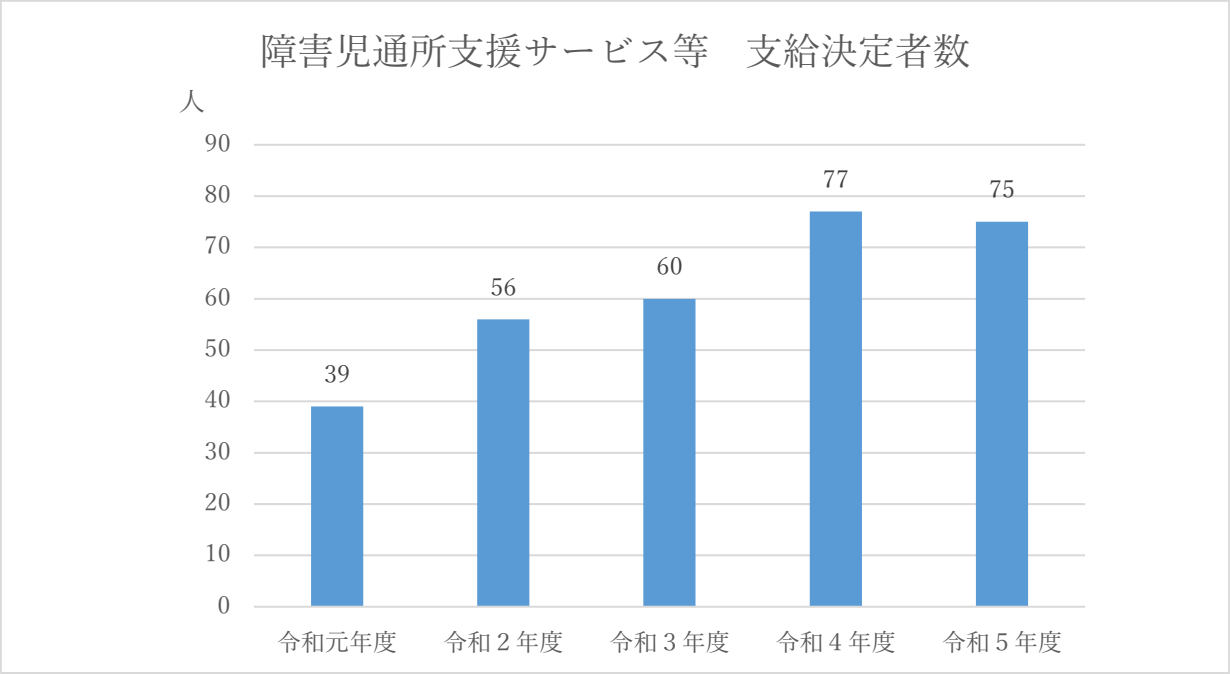

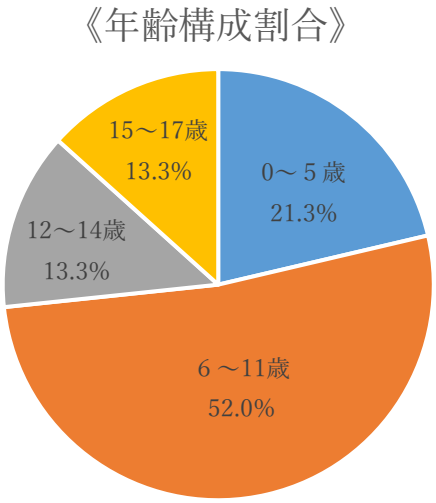

年　齢	人数
0～5歳	16
6～11 歳	39
12～14 歳	10
15～17 歳	10
計	75

２　第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画成果目標の進捗

（１） 福祉施設から地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、自立訓練事業等を利用し、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和５年度末における地域生活移行者数及び、施設入所者数の目標値を設定しました。

	項　目	目標値	実績（見込み）	考え方
令和元年度末	施設入所者数(A)	－	41 人	令和元年度末入所者数(実績)
令和5年度末	施設入所者数(B)	40 人	36 人	令和5年度末での入所者数
	削減数(C) ＝ (A)-(B)	1人	5 人	
	削減割合 (C)÷(A)×100	2.4%	12.2%	
	地域生活移行者数(D)	3人	0 人	施設入所からグループホーム等に移行する者の数
	地域生活移行率＝ (D)÷(A)×100	7.3%	0%	令和5年度末の入所者数に対する移行率

地域移行者数については、入所者の高齢化が進んでおり、地域移行が難しい年齢層が多いことから目標達成は厳しい見込みです。また、これまで地域生活をしていた障がい者も、本人やご家族の高齢化が進んでいることにより、施設入所を希望する方が多くなると予想されます。

（２） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、「坂井地区障害児・者総合支援協議会精神障害者支援部会」において保健、医療、福祉など関係者による協議の場を設けました。

項　　目	令和５(2023)年度末の設置数	
	目標値	実績（見込み）
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	１箇所	１箇所 （坂井地区）

（３） 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等の整備を進めます。複数の事業所がそれぞれの専門性を活かし、分担して機能を担う面的整備により整備しました。

項　　目	令和５(2023)年度末の設置数	
	目標値	実績（見込み）
地域生活支援拠点等	１箇所	１箇所 （坂井地区）

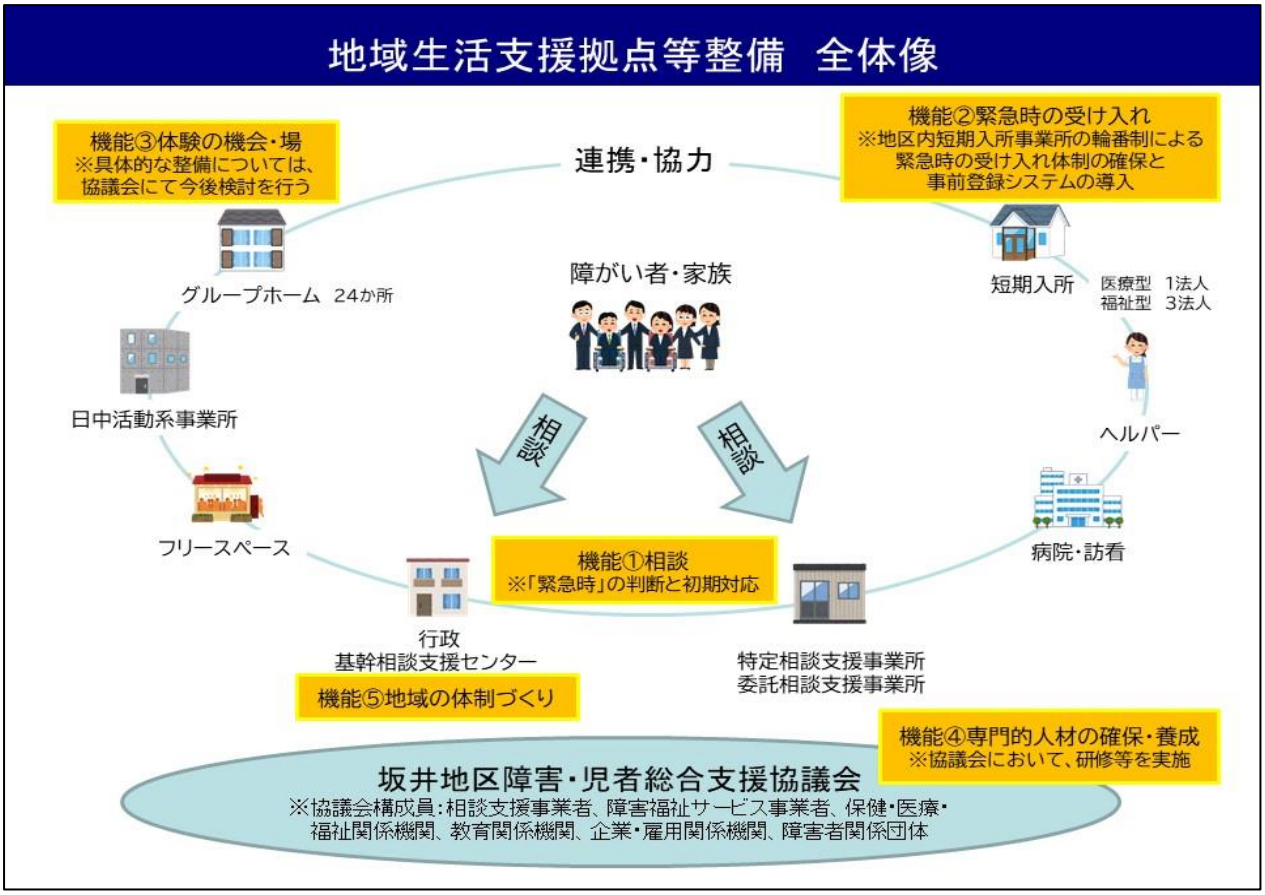

（４） 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の就労支援を進める観点から、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５（2023）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。

① 一般就労移行者数

項　　目		目標値	福祉施設					考え方
			自立	移行	Ａ型	Ｂ型	計	
一般就労移行者数	令和２年度実績	－	０人	２人	２人	１人	５人	各年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
	令和３年度実績	－	０人	３人	２人	４人	９人	
	令和４年度実績	－	０人	１人	３人	１人	５人	
	令和５年度（見込）	６人	０人	１人	２人	１人	４人	

②就労定着支援事業利用者数

項　　目		目標値	一般就労移行者	うち定着支援利用	利用率	考え方
就労定着支援事業利用者数	令和元年度実績	－	３人	１人	33.3%	各年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数
	令和２年度実績	－	５人	１人	20.0%	
	令和３年度実績	－	９人	３人	33.3%	
	令和４年度実績	－	５人	０人	０%	
	令和５年度（見込）	３人	４人	１人	25.0%	

③就労定着率８割以上の就労定着支援事業所数

項　目	令和５（2023）年度末の設置数	
	目標値	実績(見込み)
就労定着支援事業の就労定着率 8割以上の事業所数	1事業所	1事業所 （坂井地区）

福祉施設からの一般就労移行者数や就労定着支援事業利用者数は、横ばい状況となっています。

（５）児童発達支援センターの整備

障がい児の発達に関する相談支援の拠点等の整備について、目標値を設定しました。

坂井地区には、児童発達支援のサービスを提供している事業所があり、相談支援の拠点となっています。

項　　目	令和５（2023）年度末の設置数	
	目標値	実績（見込み）
児童発達支援センターの整備	１箇所	１箇所 （坂井地区）

（６）障がい児支援事業所の整備

障がい児支援に関する事業所等の整備について、目標値を設定しました。

坂井地区には、保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が１箇所ずつあります。

また、坂井地区内において、医療的ケア児を支援するための関係機関が協議する機会を設けました。

項　目	令和5（2023）年度末の設置数	
	目標値	実績（見込み）
保育所等訪問支援事業所	１箇所	１箇所 （坂井地区）
児童発達支援事業所 （主に重症心身障がい児対象）	１箇所	１箇所 （坂井地区）
放課後等デイサービス事業所 （主に重症心身障がい児対象）	１箇所	１箇所 （坂井地区）
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場	１箇所	１箇所 （坂井地区）
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	１人	３人

第３節　計画の数値目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和８（2026）年度末を最終目標年度として、以下のとおり設定します。

１　障害福祉サービス等の提供体制確保に係る目標

（１）福祉施設から地域生活への移行

国の指針	○地域生活に移行する人数	令和４年度末施設入所者数の６%以上を地域生活へ移行する。
	○施設入所者数の削減	令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から５%以上削減する。

■成果目標

	項　目	数値	考え方
現状	令和４年度末施設入所者数　（A）	36 人	
目標（令和８年度末）	令和８年度末施設入所者数　（B）	34 人	
	削減数　（A）-（B）＝（C）	2 人	令和 4 年度末の５%以上削減
	削減割合　（C）/（A）	5.5%	
	地域生活移行者数　（D）	3 人	令和 4 年度末施設入所者数の６%以上削減
	地域生活移行率　（D）/（A）	8.3%	

■今後の方針

施設入所者数の削減については、施設入所による支援がふさわしい障がい者も一定数いることを踏まえ、上記の目標値を設定します。

地域生活移行者数については、引き続き、共同生活援助（グループホーム）等の受け入れ体制の充実に努め、本人等の意向を踏まえた上で、地域への移行に向けた取り組みを進めていきます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	○精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	325.3 日以上
	○精神病床における1年以上入院患者数	国が定める算出式により算出
	○精神病床における早期退院率	3カ月後 68.9%以上 6カ月後 84.5%以上 1年後 91.0%以上

■今後の方針と見込み量確保のための方針

引き続き、坂井地区障害児・者総合支援協議会精神障害者支援部会に設置した保健、医療、福祉関係者による協議の場を継続して実施し、入院中や日中活動の場においても本人や支援者の声を聴く機会などを設けるなど、意向を踏まえながら、地域での安心した暮らしのため、必要な取り組みを進めます。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	○地域生活支援拠点等の整備 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上、運用状況の検証・検討を行うこと。 ○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

※地域生活支援拠点・・・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。 国が定める居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

■成果目標

項　目	目　標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	運用状況を検証および検討（年1回以上）

■今後の方針

地域生活支援拠点の機能を追加・拡充・充実させるため、面的整備の体制を継続して確保するとともに、坂井地区障害児・者総合支援協議会を中心として、年１回以上運用状況を検証及び検討することとします。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	○一般就労への移行者数	令和3年度実績の 1.28 倍以上
	○就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所	就労移行支援事業所の 5 割以上
	○就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末実績の 1.41 倍以上
	○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合	2 割 5 分以上

■成果目標

項　目	現状	目標		考え方
	令和3年度（A）	令和8年度（B）	一般就労移行比率（B）/（A）	
① 福祉施設から一般就労への移行者数	9人	9人	1.0 倍※	令和3年度実績の 1.28 倍以上
就労移行支援からの移行者数	3人	4人		
就労継続支援A型からの移行者数	2人	4人		
就労継続支援B型からの移行者数	4人	1人		
② 就労定着支援事業の利用者数	3人	5人	1.67 倍	令和3年度末実績の 1.41 倍

※　例年の実績値は5人程度であり、現状を踏まえ「1.0 倍」とする。

③一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数

現状（令和5年度）	目標（令和8年度）
1事業所	1 事業所

④就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

現状（令和5年度）	目標（令和8年度）
100%（1事業所） （坂井地区）	100%（1事業所） （坂井地区）

■今後の方針

目標の達成に向けて、事業所の確保やハローワーク等との連携を図り、雇用側である事業者に対する障がい者雇用の理解を求めます。

就職知識の向上支援を行うための取り組みとしては、坂井地区障害児・者総合支援協議会就労支援部会を中心に協議した内容を実施します。

2　障害児支援の提供体制の整備等

国の指針	○児童発達支援センターの設置	市町村または圏域に1カ所以上
	○障害児の地域社会への参加・包容のインクルージョン推進体制の構築	
	○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等	市町村または圏域に1カ所以上

■成果目標

項　目	目標値 令和8年度末
児童発達支援センター	1箇所以上 （坂井地区）
保育所等訪問支援事業所	1箇所以上 （坂井地区）
児童発達支援事業所（主に重症心身障がい児対象）	1箇所 （坂井地区）
放課後等デイサービス事業所（主に重症心身障がい児対象）	1箇所 （坂井地区）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所 （坂井地区）
医療的ケア児に関する支援を調整するコーディネーター	1名

■今後の方針

坂井地区内においては、児童発達支援センターが1箇所あり保育所等訪問支援も行っています。今後も障がい児の発達に関する相談支援等のニーズは高いと見込まれるため、その支援体制が確保できるよう働きかけます。

また、坂井地区内には重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があるため、継続して確保します。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターの関与した形の切れ目のない支援体制を構築します。

なお、市に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置できるよう、資格取得に関する研修等の受講を進めます。

3　相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	○基幹相談支援センターの設置
	○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

■活動指標

項　目	内　容	目標値 令和8年度
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言件数	50 件
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(検証・検討を行う協議の場等の開催)	60 件
	・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(運営会議等の開催回数)	月1回以上
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保		実施

■今後の方針

総合的・専門的な相談業務を担う坂井地区障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者等に対し専門的な指導、助言を実施し、相談支援事業所全体のスキルアップを図ります。

また、地域の相談支援事業所における相談支援専門員の負担が大きくなっていることから、事業所間の情報交換や情報共有の場を設け、相談支援体制の充実・強化を図ります。

4　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

国の基本指針	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。

■今後の方針

障害福祉サービスの質の向上のためには、市職員の障害福祉サービスに対する知識の向上が必要です。利用者が必要とする障害福祉サービスを提供する取り組みとして、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や情報共有の場に、市職員が積極的に参加し、庁内外での意識向上を図ります。

5　障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策

（1） 訪問系サービス

福祉施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域移行によるニーズの増加等、今後も利用が見込まれることを勘案し、必要なサービス量を見込みます。

■内容

サービス名	内　容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に対し、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のために必要な援護などを行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■見込量

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
居宅介護	258 時間/月	281 時間/月	259 時間/月	222 時間/月	250 時間/月	250 時間/月	250 時間/月
	49 人	49 人	48 人	42 人	45 人	45 人	45 人
重度訪問介護	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	10 時間/月	10 時間/月	10 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
同行援護	109 時間/月	115 時間/月	151 時間/月	157 時間/月	150 時間/月	150 時間/月	150 時間/月
	11 人	12 人	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
行動援護	5 時間/月	7 時間/月	5 時間/月	5 時間/月	6 時間/月	6 時間/月	6 時間/月
	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
重度障害者等包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	372 時間/月	403 時間/月	415 時間/月	384 時間/月	416 時間/月	416 時間/月	416 時間/月
	62 人	63 人	63 人	57 人	61 人	61 人	61 人

※時間/月：１月当たりの利用時間数

※人　　：１月当たりの実利用人数

■確保のための方策

介護者の高齢化、精神障がいのある人の増加等により、居宅介護の需要は増加傾向にあります。今後も必要量を確保できるよう事業所の確保に努めます。

市内に事業所がないサービスについては、近隣の市町と連携し、提供体制の確保に努めます。

（２） 日中活動系サービス

サービス全体として増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くと考え、必要なサービス量を見込みます。

■内容

サービス名	内　容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練・宿泊型）	入所施設・病院を退所・退院した人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間、支援計画に基づき行います。
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （A型：雇用型・B型：非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した人に、就労の継続を図るため、事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行うとともに、生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込量

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
生活介護	1,486 人日分/月	1,371 人日分/月	1,342 人日分/月	1,426 人日分/月	1,508 人日分/月	1,508 人日分/月	1,508 人日分/月
	80 人	73 人	72 人	76 人	80 人	80 人	80 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	20 人日分/月	20 人日分/月	20 人日分/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	98 人日分/月	98 人日分/月	109 人日分/月	176 人日分/月	182 人日分/月	182 人日分/月	182 人日分/月
	9 人	9 人	8 人	10 人	10 人	10 人	10 人
自立訓練（宿泊型）	30 人日分/月	39 人日分/月	42 人日分/月	107 人日分/月	107 人日分/月	107 人日分/月	107 人日分/月
	1 人	1 人	1 人	4 人	4 人	4 人	4 人
就労移行支援	120 人日分/月	89 人日分/月	49 人日分/月	21 人日分/月	79 人日分/月	79 人日分/月	79 人日分/月
	8 人	5 人	3 人	1 人	5 人	5 人	5 人
就労継続支援（A型）	758 人日分/月	758 人日分/月	739 人日分/月	713 人日分/月	747 人日分/月	747 人日分/月	747 人日分/月
	38 人	39 人	38 人	34 人	36 人	36 人	36 人
就労継続支援（B型）	1,617 人日分/月	1,724 人日分/月	1,739 人日分/月	1,895 人日分/月	1,930 人日分/月	1,930 人日分/月	1,930 人日分/月
	89 人	99 人	102 人	108 人	110 人	110 人	110 人
就労定着支援	1 人	1 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
療養介護	7 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
短期入所	19 人日分/月	19 人日分/月	37 人日分/月	36 人日分/月	35 人日分/月	35 人日分/月	35 人日分/月
	3 人	3 人	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人
医療型短期入所	1 人日分/月	1 人日分/月	0 人日分/月	3 人日分/月	4 人日分/月	4 人日分/月	4 人日分/月
	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

※人日分：「月間の利用人数」×「１人１月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
※人　　：１月当たりの実利用人数

■確保のための方策

日中の活動、就労系サービスの利用希望に対応するため、将来も含めて必要な見込み量の確保に向け、市外事業所の利用も含めてサービス提供体制の確保を図ります。

（３） 居住系サービス

地域生活への移行を目指すうえで、共同生活援助（グループホーム）の必要性は高く、今後、利用が増加するものと見込みます。施設入所支援は、成果目標の達成に向け利用者数を減少と見込んでいます。

■内容

サービス名	内　容
自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対し、居宅における自立した生活を営む上での様々な問題について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時通報を受けての相談、必要な情報の提供、助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域の共同生活の場において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、生活などに関する相談、その他日常生活上の援助を行います。

施設入所支援	施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、生活などに関する相談、その他日常生活上の援助を行います。

■見込量

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
自立生活援助	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	429 人	435 人	487 人	508 人	520 人	540 人	560 人
施設入所支援	451 人	409 人	409 人	432 人	408 人	408 人	408 人

※人：延べ利用者数

■確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）は、需要に対して提供体制が十分でないのが現状です。また、施設入所支援は、共同生活援助（グループホーム）を利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場として重要な役割を持ちます。障害福祉サービスが必要な人に適切な支援を届けられるよう関係機関と連携し、提供体制の確保に取り組みます。

（４） 相談支援

障害福祉サービス全体の利用者数を勘案して必要量を見込みます。

地域相談支援については、施設入所者の地域移行、精神科病院の長期入院患者の退院促進を見込み、必要量の拡大を見込みます。

■内容

サービス名	内　容
計画相談支援	障害福祉のサービスを利用している人が、必要なサービス等を適切に活用し、地域で自立した生活を送れるように、個人のサービス等利用計画を作成や、定期的な見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に長期入院している人などが、地域での生活に移行するための住居の確保、その他の必要な相談や支援を行います。
地域定着支援	地域移行支援を受けて地域で生活を始めた人及び居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制の確保及び緊急事態等の際の相談やその他必要な支援を行います。

■見込量

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
計画相談支援	281 人	287 人	287 人	290 人	293 人	296 人	300 人
地域移行支援	0 人	1 人	1 人	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※人：実利用者数

■確保のための方策

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するすべての人に必要であり、特定相談支援事業所の確保に努めます。また、必要に応じたきめ細かなサービス利用の支援ができるように、坂井地区障害児・者総合支援協議会　相談支援事業所連絡会を通じ、モニタリング検証などを行い相談支援専門員のさらなる質の向上を支援します。

地域移行支援や地域定着支援は、実績としては挙がっていないものの、退院支援等を通し地域生活への移行、定着を支援しています。今後、支援を必要とする人が、適時適切に利用できるようサービス提供事業所などと連携し、体制整備を図っていきます。

6　地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう以下の事業を実施します。令和８（2026）年度までのサービス見込みは、実績及びニーズ等を勘案し見込みます。

（１） 地域生活支援事業

■内容

サービス名	内　容
相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。併せて、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を、専門機関に委託して実施します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人が、その他の人との意思疎通を仲介するため、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者等を派遣します。
日常生活用具給付等事業	社会参加や自立を促進するために、在宅の重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター事業	通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的に、専門機関に委託して実施します。
日中一時支援事業	家族の就労や日常介護の負担軽減と休息を図ることを目的で、障がいのある人を一時的に預かり、支援します。
訪問入浴サービス	施設等での入浴が困難な人に、移動入浴車が自宅を訪問し、簡易浴槽により、住居内で入浴サービスを行います

■見込量

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
意思疎通支援事業	18 件	11 件	13 件	20 件	20 件	20 件	20 件
手話通訳者設置事業	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

《日常生活用具給付等事業》

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
介護訓練支援用具	1 件	1 件	0 件	1 件	2 件	2 件	2 件
自立生活支援用具	3 件	2 件	1 件	2 件	4 件	4 件	4 件
在宅療養等支援用具	3 件	4 件	2 件	2 件	3 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具	2 件	4 件	11 件	4 件	5 件	5 件	5 件
排せつ管理支援用具	640 件	714 件	710 件	765 件	770 件	770 件	770 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
手話奉仕員養成研修事業	19 人	20 人	10 人	8 人	10 人	10 人	10 人
移動支援事業 ※上段：実利用者数 下段：延利用時間数	46 人	46 人	58 人	60 人	65 人	65 人	65 人
	436 時間	686 時間	935 時間	770 時間	800 時間	800 時間	800 時間
地域活動支援センター事業 ※上段：市内の利用者数 下段（参考）：他市町からの利用者数	25 人	22 人	20 人	28 人	25 人	25 人	25 人
	25 人	20 人	18 人	20 人	25 人	25 人	25 人
日中一時支援事業 ※上段：延利用日数 下段：実利用者数	68 日	106 日	104 日	76 日	120 日	120 日	120 日
	23 人	30 人	30 人	30 人	32 人	32 人	32 人
訪問入浴サービス ※上段：延利用日数 下段：実利用者数	0 日	0 日	0 日	0 日	4 日	4 日	4 日
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

■確保のための方策

① 相談支援事業

障害の種別にかかわらず誰もが相談できるように、身近な地域の相談窓口として障がい者相談事業所を市内に１～２箇所、継続して設置します。

また、総合的・専門的な相談や地域での課題解決、相談員の人材育成などに取り組む基幹相談支援センターを坂井地区に１箇所設置し、重層的な相談支援体制の構築を図ってきました。今後も相談支援体制の一層の充実を図ります。

地域における相談支援事業を適切に実施していくため、坂井地区を１つの圏域として設置した坂井地区障害児・者総合支援協議会を活用し、相談支援事業の運営や困難事例の対応のあり方についての検討・協議を行うとともに、地域の関係機関によるネットワーク化を推進します。今後も関係機関・団体、障がいのある人とその家族が共通目標を持ち連携を強化して、相談支援事業の円滑かつ適正な運営を図ります。

② 意思疎通支援事業

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために必要な事業であることから、事業内容の広報・啓発に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を積極的に実施することにより、意思疎通の円滑化を支援し、サービスの提供の確保及び拡充を行います。

③ 日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために必要な事業であることから、事業内容の広報・啓発に努めるとともに、地域での自立に向けた日常生活を支援できるよう、相談支援機関や関係機関等を通じて事業の推進を図ります。

④ 地域活動支援センター事業

市内において、1事業所が地域活動支援センターⅠ型を実施しています。今後も利用者が継続して利用できるよう、地域活動支援センターの機能を充実強化し体制整備を進めます。

（2）その他事業の推進

障がいのある人のニーズに対応し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう事業を推進します。

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害又は精神に障がいのある人に対して、当該制度を利用できる体制を作ります。

令和5年4月に市とあわら市社会福祉協議会で共同設置した中核機関を活用し、制度利用が必要と思われる人の意思決定支援や広報、相談、受任調整、後見人支援などを行うことにより、迅速かつ適切に制度利用を進めます。また、制度を必要な人が利用しやすくなるよう地域連携ネットワークの構築を図ります。

② 障害者虐待防止対策支援

障がい者虐待の未然防止や早期発見、その後の支援等を円滑に行えるように障がい者虐待防止センターを中心として、民生委員、警察、学校など地域のネットワーク協力体制の充実を図ります。

また、坂井地区障害児・者総合支援協議会　権利擁護部会での情報交換や情報共有により、施設従事者だけでなく養護者への支援も視野に入れた協議を行います。研修や啓発活動を実施し、地域全体で虐待の未然防止に取り組む体制を整えます。

7　障害児支援の見込量とその確保のための方策

障がい児を対象とした障害児通所支援と障害児相談支援は、利用実態を把握し、障がい児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案し見込みます。

（1） 障害児支援（児童福祉法によるサービス）

■内容

サービス名	内　容
児童発達支援	未就学の児童を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に加えて、医療ケアを行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、放課後等の居場所づくりを行う。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児（今後利用予定を含む）が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、施設等を訪問し施設スタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行う。
障害児相談支援	障がい児サービスを利用する児童に対し、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う。

■見込量

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
児童発達支援	53 人日/月	65 人日/月	58 人日/月	65 人日/月	74 人日/月	74 人日/月	74 人日/月
	14 人	14 人	15 人	15 人	17 人	17 人	17 人
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	444 人日/月	589 人日/月	570 人日/月	644 人日/月	708 人日/月	708 人日/月	708 人日/月
	32 人	42 人	47 人	50 人	55 人	55 人	55 人
保育所等訪問支援	6 人日/月	5 人日/月	7 人日/月	12 人日/月	18 人日/月	18 人日/月	18 人日/月
	6 人	4 人	5 人	8 人	12 人	12 人	12 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	57 人	59 人	77 人	78 人	80 人	85 人	90 人

※人日/月：１月当たりの利用日数

※人　　：１月当たりの実利用人数

■確保のための方策

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、対応できる事業所が少ないため、利用希望の際に備え、サービス提供体制の確保を図ります。

放課後等デイサービスの利用は今後も増える見込みであるため、市内及び近隣自治体のサービス提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保を進めます。

また、気がかりな子がスムーズに早期治療・療育を受けられるように、子育て世代包括支援センターを中心に保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携体制の確立を図るとともに、連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた支援を円滑に行います。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれるよう、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービス事業所が緊密な連携を図り、障がい児やその家族の状況、意向に応じて、サービスが適切に利用できるように教育委員会等、関係機関との連携体制を構築します。

第４節　計画の推進のために

１　計画推進体制の整備と、実績の分析及び評価

この計画を推進するため、市の福祉・保健・教育が一体となった支援体制を整備するとともに、県や医療機関、教育機関、公共職業安定所との連携を図っていきます。

また、この計画の成果目標及び活動指標については、少なくとも年に１回はその実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるなどして以降の計画推進に生かします。

○あわら市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年３月７日

告示第16号

改正　令和２年３月27日告示第51号

（趣旨）

第１条　この要綱は、あわら市地域福祉計画策定委員会規則（令和２年あわら市規則第12号）第７条第１項の規定に基づき設置するあわら市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1)　あわら市地域福祉計画のうち、あわら市障害福祉計画の策定に関すること。

(2)　その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員10人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　福祉関係機関又は福祉関係団体に所属する者

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、当該あわら市障害福祉計画に関する事務が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　委員会は、その所掌事務を遂行するため、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月27日告示第51号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

あわら市障害福祉計画策定委員会委員名簿

令和５年11月１日～令和６年３月31日

◎委員長・○副委員長（順不同,敬称略）

	区　分	氏　名	摘　要	役職
1	学識経験者	◎田上　博一	福井県立嶺北特別支援学校	校長
2	学識経験者	谷口　美穂	福井県坂井健康福祉センター	課長 （福祉健康増進）
3	福祉団体代表	○西　　敏幸	市心身障害児（者）育成会	会長
4	福祉団体代表	炭谷　一男	市身体障害者福祉協会	会長
5	福祉サービス事業所	松﨑　　誠	社会福祉法人　悠々福祉会	管理者
6	福祉サービス事業所	松村　健吾	坂井地区 障がい者基幹相談支援センター	相談員
7	福祉サービス事業所	牧田　臣子	社会福祉法人　仁善 相談支援事業所　ひとよし	主任 相談支援専門員
8	福祉サービス事業所	南　美由紀	社会福祉法人　ハスの実の家 相談支援事業所　ハスの実	主任 相談支援専門員
9	福祉サービス事業所	前田　佳亮	特定非営利活動法人 スマイルネットワークさかい	児童支援部長
10	福祉・保健行政	中道佐和子	子育て支援課	課長

事務局	村中　直子	福祉課課長
	藤井　恭代	福祉課課長補佐
	長谷川　恵	福祉課主査
	小家千佳代	福祉課主事

計画策定の経過

時　　期	会　議　等	内　　容
令和５年11月８日	第１回 策定委員会	⑴委員委嘱状交付 ⑵計画の概要について ⑶計画策定に係るスケジュールについて ⑷第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画（案）について ・障がいのある人を取り巻く現状について ・第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画成果目標の進捗について ・計画の数値目標について ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 ②障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策 ③地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策 ④障害児支援の見込量とその確保のための方策
令和６年１月18日	第２回 策定委員会	⑴第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画（案）について ⑵パブリックコメントの募集について
令和６年３月７日	第３回 策定委員会	⑴第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画（案）について